

議題 4

議案第18号

令和2年4月15日提出

学校運営協議会の設置について

このことについて、下記のとおり学校運営協議会を置く。

記

1 設置の理由

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則第2条の目的を踏まえ、学校運営協議会を設置するものである。

2 名称等

名称	対象学校
広島市立似島小中一貫教育校学校運営協議会	広島市立似島小中一貫教育校 (広島市立似島小学校・広島市立似島中学校)
広島市立戸山小中一貫教育校学校運営協議会	広島市立戸山小中一貫教育校 (広島市立戸山小学校・広島市立戸山中学校)
広島市立阿戸小中一貫教育校学校運営協議会	広島市立阿戸小中一貫教育校 (広島市立阿戸小学校・広島市立阿戸中学校)

3 設置日

令和2年4月15日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成 29 年文部科学省令第 23 号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 1 項ただし書に規定する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合

2. 3（略）

広島市学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（目的）

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議することを通じて、広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下における地域の住民、保護者等の学校の運営への参画及び支援を促進し、もって、学校と地域の住民、保護者等との間の信頼関係を深めるとともに、学校の運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に資することを目的とする。

（設置）

第3条 教育委員会は、広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）別表第1に規定する学校ごとに、協議会を置くことができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を設置したときは、その旨を告示するものとする。協議会を廃止したときも、同様とする。

3 教育委員会は、協議会を設置するに当たっては、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 対象学校の校長は、前項の意見を申し出るに当たっては、当該学校の所在する地域の住民並びに当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者の意見を踏まえるものとする。